

人材紹介サービス活用委託業務の企画提案に係る審査実施要領

第1条 人材紹介サービス活用委託業務の契約候補者を選定するために実施する審査は、この実施要領に定めるところによる。

第2条 審査は、下記に定める審査員により実施する。

第3条 人事課長は、公募期間終了後、企画提案参加者から提出された書類を他の審査員に送付し、審査を依頼する。

第4条 審査員は、人事課長から送付された書類をもとに審査を行い、別紙審査票を記載して人事課長に送付する。

第5条 審査における基準及び配点は、次のとおりとし、審査員6名による合計最高得点は600点とする。

No	審査項目	審査内容	配点
1	業務理解	○本業務の趣旨を十分に理解するとともに、事業の目的に沿った基本的な考え方が提案されているか。	20点
2	企画提案内容	○幅広く有用な人材紹介会社に情報発信が出来る内容となっているか(20点)。 ○職員募集説明会後のフォローアップにより、求職者紹介に繋がり得る内容となっているか(30点)。	50点
3	業務遂行能力	○業務の実施フローが適切であり、必要な実施体制を整え、業務遂行能力の高いものであるか(10点)。 ○業務全体のスケジュール管理が明確であり、目標達成に向けて妥当であるか(10点)。	20点
4	経費	経費の見積額が妥当であり、企画提案内容との整合が取れているか。また、理解しやすい積算となっているか。	10点
合 計 (審査委員1人あたり)			100点

第6条 人事課長は、各審査員の審査票をとりまとめて集計し、最も高得点の者を契約候補者に決定する。ただし、審査得点が総得点の6割以上である場合に受託候補者として選定することとし、6割に満たない場合又は提案者がいない場合には、再度公募を実施する。

2 集計の結果、最も高得点の者が2者以上あった場合は、くじ引きにより契約候補者を決定する。

第7条 審査員は、審査において必要と認める場合は、公募参加者からヒアリングを実施するよう人事課長に求めることができる。

第8条 その他審査を実施するために必要な事項は人事課長が定める。

附 則

この要領は、令和6年5月17日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年3月28日から施行する。

別表

審査員	総務部総務管理局人事課長
	保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課長
	保健福祉部健康衛生局薬務衛生課長
	農林水産部農業振興局畜産課長
	土木部土木管理局土木管理課技術企画室長
	土木部道路都市局建築住宅課長